

(表)

不利益処分の処分基準 個票

部課等名 福祉部介護保険課 番号 13

不利益処分の内容		指定第1号事業者の指定の取消し又は効力の停止
根拠法令及び条項		介護保険法第115条の45の9
処 分 基 準	関係条項	介護保険法施行規則第140条の63の6
	基準 (未設定の場合は その理由)	<p>茅ヶ崎市指定第1号事業に係る国基準訪問型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める要綱</p> <p>茅ヶ崎市指定第1号事業に係る国基準通所型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める要綱</p> <p>茅ヶ崎市指定第1号事業に係る訪問型サービスAの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める要綱</p> <p>茅ヶ崎市指定第1号事業に係る通所型サービスAの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める要綱</p> <p>茅ヶ崎市指定第1号事業に係る国基準訪問型サービスの事業の人員、設備、運営に関する基準を定める要綱及び茅ヶ崎市指定第1号事業に係る国基準通所型サービスの事業の人員、設備、運営に関する基準を定める要綱の逐条解説</p> <p>茅ヶ崎市指定第1号事業に係る訪問型サービスAの事業の人員、設備、運営に関する基準を定める要綱及び茅ヶ崎市指定第1号事業に係る通所型サービスAの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める要綱の逐条解説</p>
	参考事項	
	設定等年月日	平成29年4月1日設定 (令和 年 月 日最終変更)